

群馬県適正化通信 NO. 174-2(令和5年3月号)

改善基準告示の改正について〔第2回目〕

自動車運転者の労働時間等の規制は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下、改善基準告示といいます。)により拘束時間、休息期間等の基準を設けて遵守を図ってきたところですが、道路貨物運送業においては依然として長時間・過重労働が課題になっています。

また、適正化通信N o. 163号(令和4年3月号)でもお知らせしておりますが、令和6年4月1日からは、自動車運転業務に従事する者について年960時間の時間外労働の上限規制が適用されることとなります。

こうした状況の下、厚生労働省では上限規制を踏まえた時間外労働の削減や過労死等の防止の観点から、令和4年12月23日付けで改善基準告示を改正し、令和6年4月1日から適用することとしています。

適正化通信N o. 174-1号(令和5年2月号)に引き続き本号では、「運転時間」「連続運転時間」「予期し得ない事象」「休日労働」についてお知らせします。雇用者の皆様はもとより、労働組合や労働者の皆様には、本改正内容を踏まえ、令和6年に向けて各事業者における労働時間管理体制の構築、発荷主・着荷主との交渉を含めた労働環境の改善など、今から法令遵守に向けた準備等取組みをお願いします。

【改正内容】

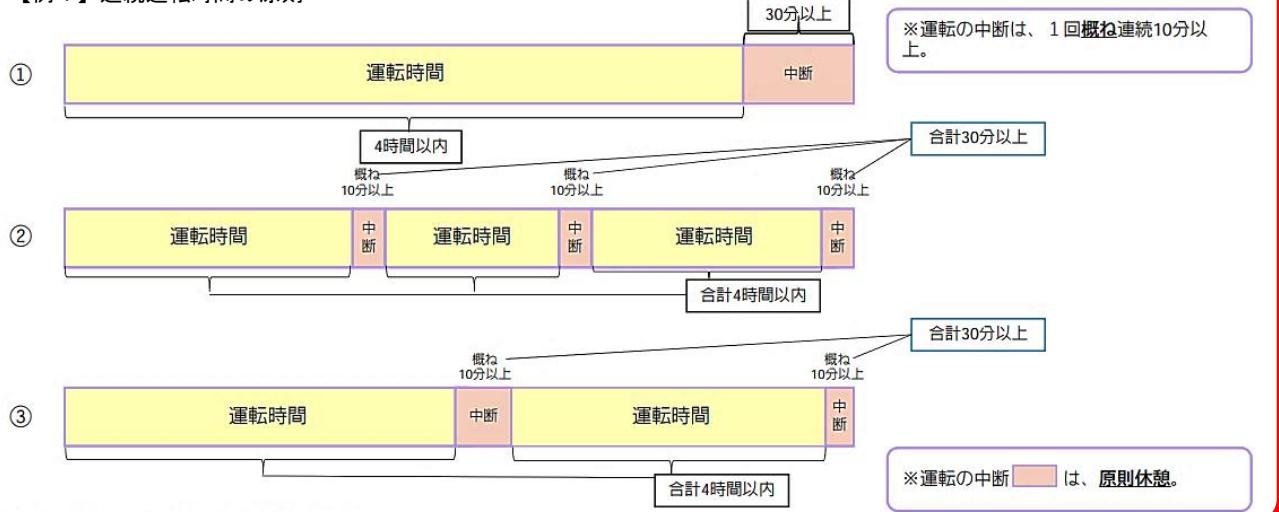
I. 運転時間

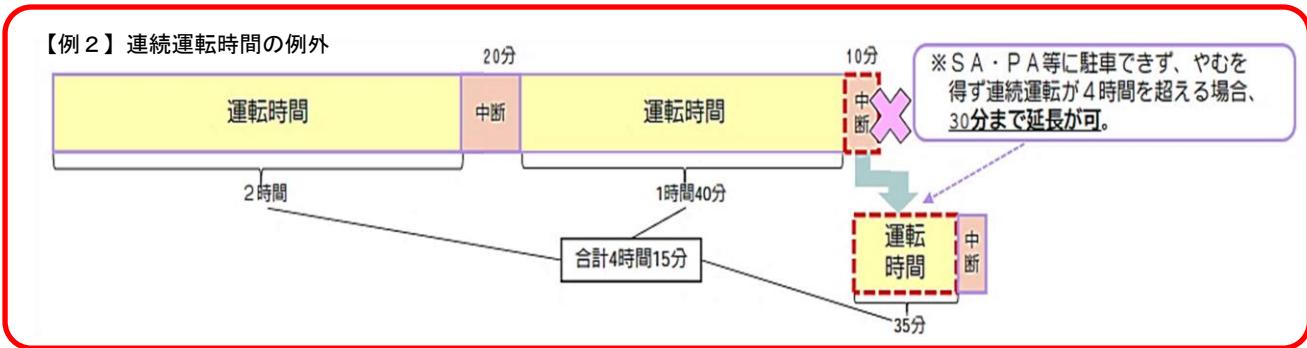
現行	2日平均で1日当たり9時間を超えないもの 2週間平均で1週間当たり44時間を超えないもの
改正後	変更なし

II. 連続運転時間

現行	連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は4時間を超えないもの
改正後	連続運転時間(1回が概ね連続10分以上※で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないもの 当該運転の中断は、原則休憩とする (例1参照) ※ 通達において、「概ね連続10分以上」とは、例えば、10分未満の運転の中断が3回以上連続しないこと等を示すこととする 【例外】 サービスエリア、パーキングエリア等(コンビニエンスストア、ガステーション、道の駅も含む)に駐車又は停車できることにより、やむを得ず4時間を超える場合には30分まで延長可(例2参照)

【例1】連続運転時間の原則

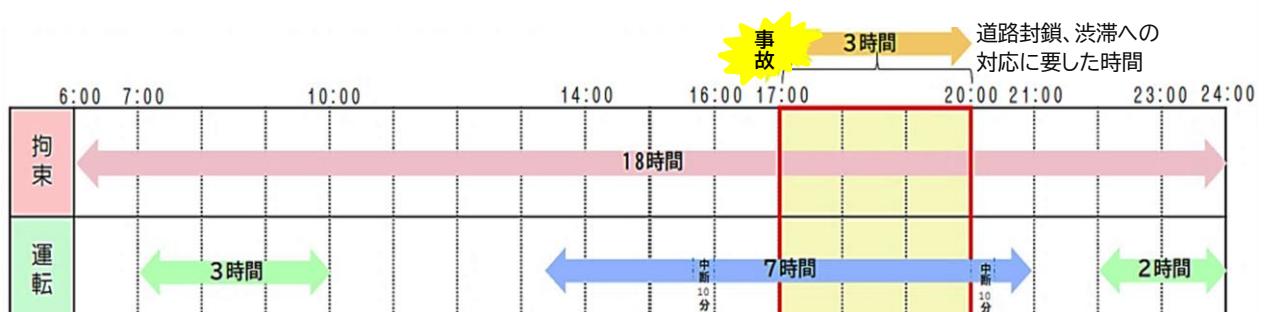




III. 予期し得ない事象への対応時間

新設	<p>予期し得ない事象*への対応時間を1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる</p> <p>勤務終了後、通常通りの休息期間（継続11時間以上が基本、継続9時間以下を下回らない）を与える</p> <p>* 予期し得ない事象への対応時間とは、次の①②の両方の要件を満たす時間に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 局長が定める事象（平常時の交通状況等から事前発生が予測可能なものは該当しない） <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと (例3参照) ・ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ② 客観的な記録により確認できる時間 <ul style="list-style-type: none"> a. 運転日報への記録等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応を行った場所 ・ 具体的事由 ・ 対応を開始、及び終了した時刻や所要時間数 b. 客観的な資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 修理会社等が発行する故障車両の修理明細等 ・ フェリー運航会社等のHPに掲載された欠航情報等の写し ・ (公財)日本道路交通情報センター等のHPに掲載された交通情報の写し (渋滞の日時・原因を特定できるもの) ・ 気象庁のHP等に掲載された異常気象等に関する情報等の写し

【例3】運転中に災害や事故の発生に伴い道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞した場合（①）



- ・拘束時間18時間 ⇒ 18時間 - 3時間 = 15時間 (1日の拘束時間の基準を満たす)
(ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間-休憩時間)
- ・運転時間12時間 ⇒ 12時間 - 3時間 = 9時間 (前後の日のいずれかが9時間以下なら基準を満たす)
- ・連続運転時間7時間 ⇒ 7時間 - 3時間 = 4時間 (連続運転時間(4時間以下)の基準を満たす)

IV. 休日労働

現行	2週間に1回を超えないもの、かつ、拘束時間及び最大拘束時間の範囲内であること
改正後	変更なし

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821